

# 摂河の在方非人番と在方小頭

中尾健次

**要約** 非人番は、当初各村々に置かれ、村の治安維持や雑役に当たっていた。しかし、近世中期以降、四力所長吏の支配に組み込まれ、より広域の治安対策や情報探索に従事することになった。本論は、在方非人番の形成過程を追いつつ、非人組織の中核を形成する在方小頭の成立について考える。

## はじめに

非人番か番非人か、非人番を“非人の番をする番人”番非人を“[番]をする非人”と位置づけることもできる<sup>(1)</sup>。つまり前者は非人ではなく、後者が非人だということになる。しかし、史料的には圧倒的に「非人番」が多い。もちろん、「非人」組織に位置づけられている「非人番」を言う。したがって、史料に登場する「番非人」はともかく、本論では「非人番」の用語を用いるので、ご了解いただきたい。

ただし、「非人」の番をするのが本来の職務という位置づけは、「非人番」の成立を考える際にはきわめて重要である。実際、村共同体によっては、村人の一員と見なしているところもあり、一員とは見なさないところもあって、温度差がある。しかも、非人番の職務は、時代とともに大きく変化し、広域の治安対策・情報探索に大きな役割を果たすようになる。本論では、在方非人番に焦点を当てて、その変遷をたどつつ、「非人」組織の歴史的 성격の変化を追うこととする。

なお本論は、『悲田院長吏文書』『続 悲田院長吏文書』<sup>(2)</sup>の活用を踏まえるという大前提があるので、研究の対象は、摂津・河内の両国に限定する。

## 1 「非人番」制の確立と展開

### 1 「非人番」の成立

まず「非人番」の成立について考えてみよう。『大阪の部落史』第1巻には、貞享4年(1687)8月、和泉国大鳥郡豊田村の「番非人」長次郎とその女房の宗旨請け合一札が収録されている<sup>(3)</sup>。冒頭に「とよだ村ニ罷在候番非人長次郎同女房」とあるが、内容は堺の梅翁寺からの宗旨送り状といえるもので、この時期に豊田村に定着したとする藤原有和の判断は正しい。この章の編集と解説を担当した藤原は、この史料について、「近畿地方では、今のところ非人番に関する初見史料である」と記している<sup>(4)</sup>。

念のために大阪府内の自治体史をひもといたが、これに最も近いのが『羽曳野市史』第5巻(792頁)に収録されている貞享5年(1688)7月の史料で<sup>(1)</sup>、河州古市郡駒ヶ谷村の非人番・惣五郎の宗旨を、丹南郡藤井寺村の「親方」門三郎が請け合ったものである。惣五郎がこの時期に駒ヶ谷村に定着したこと、「親方」門三郎の弟子という位置にあったこと(「則私弟子ニ而隨ニ成者ニ御座候」)などがわかる。この「親方」門三郎と、「弟子」惣五郎との関係は、後の「在方小頭」と「非人番」との関係を類推さ

せるが、それはのちに述べる。

『東大阪市史資料集』第六集(一)(二)(三)(四)には、現・東大阪地域に残る96冊の明細帳(39カ村)が収録されており<sup>(5)</sup>、そのうち35冊に「非人番」の記述がある。これについては、小西愛之助の詳しい分析があるが<sup>(6)</sup>、その中で最も古い「非人番」の記述は、元禄14年(1701)5月の「河内国若江郡中野村諸色覚帳」である<sup>(7)</sup>。

他の自治体史でも、これらより古いものを見つけることはできなかったので、藤原有和の言う、貞享4年8月が「非人番に関する初見史料」とする判断は、今のところくつがえらない。

この貞享年間以降、非人番が、村々へ徐々に置かれるようになったらしいことは、社会的な状況からも納得できる。時は、五代將軍・徳川綱吉による「武断政治」の時代で、大名の改易、領地の没収が相次いだ時代である。その件数は46件・161万石に達したという<sup>(8)</sup>。浪人が増え、生活苦にあえいで一部は野武士化して村々を襲う。農村における治安対策が急を告げていた時代であり、「非人番」は、そういった時代に対応して設置されたと考えられる。

## 2 非人番の系譜—在方小頭の成立と関連して

では、どんな人々が「非人番」となったのだろうか。一つには、河州古市郡駒ヶ谷村の非人番・惣五郎が、丹南郡藤井寺村の「親方」門三郎の弟子であったという『羽曳野市史』第5巻収録の記事がある。駒ヶ谷村と藤井寺村は、郡域は異なるが距離は近い。日常的な交流は当然あったと考えられ、「親方」とされる門三郎は、駒ヶ谷村の求めに応じて、「弟子」の惣五郎を非人番として派遣したのであろう。

よく似た例が、摂州住吉郡中喜連村にある。小西愛之助が紹介した関西大学図書館古文書室所蔵「摂津国住吉郡中喜連村佐々木家文書」にあるもので、享保8年(1723)8月の奥付があ

る<sup>(9)</sup>。そこには、「西喜連村・中喜連村非人番、是迄、平野へ通ひ勤二致させ候處、遠方故、勤番不情二而、村中江非人多ク参り、迷惑仕候二付、此度両村之内、番小屋下鬮取二いたし、小屋ヲ建、番人引越セ可申事」とある。つまり、それまで平野(郷町)から非人番が通っていたのだが、遠方なので勤めが大変ということで、西喜連村・中喜連村両村に番小屋を建てて、番人を引っ越させるというのである。当時の平野郷町の非人番・庄兵衛の証文も、「佐々木家文書」には残されている<sup>(10)</sup>。そこには、「御当村、是迄、非人番私相勤申所、下人相抱、毎日通候得共、遠方故、不情二付、此度、御両村之内、番小屋御建被遊、自今、下人壱人引越申様二御申付、御請合申事」とある。平野郷町の庄兵衛が、西喜連村・中喜連村の非人番として、下人を一人派遣するというのである。

これについて小西愛之助は、「この平野の非人の集落の人数は、宝永五年に四十一人も存在していたのであるが、それより、一五五年のちの、文久三年(一八六三)には十七人となっている。この人口減少の原因は、或いは、平野周辺(平野非人集落の縄張り)への非人番常駐の派遣とも関係があるのではなかろうか」<sup>(11)</sup>との説を提起しているが、その可能性は大きいと考えられる。そして、さらに仮説を展開するならば、これが、非人小頭成立の一要因かもしれないという点である。

こうした例は他にもあり、享和2年(1802)6月の河州古市郡「西浦村明細帳」には、「非人番壱人 志紀郡太田村新平手下」とある(『羽曳野市史』第5巻、257頁)とある。太田村には、在方小頭が存在している。

河州錦部郡の「彼方村明細帳」(享和2年6月)には、「非人番壱人 同郡三日市村番人治兵衛手下 御相給兼帯」(『富田林市史』第5巻、324頁)とある。『富田林市史』第5巻には、同

じ享和2年6月の「明細帳」が複数収録されており、同様の記述が散見される。

「錦郡新田明細帳」には、

一非人番壱人 同郡三日市村番人治兵衛手下  
下差置

右給米麦式石五斗 米式石御相給立会両度  
二集メ遣し申候 (328頁)

とあり、さらに、「錦郡村明細帳」にも、

一非人番善八 三日市村次兵衛手下 (201  
頁)

とある。いずれも、「三日市村番人治兵衛(次兵衛)手下」となっている。この治兵衛は、いわゆる在方小頭である。

このように、非人番を派遣した地域の頭が、在方小頭としてその地域周辺に勢力(縄張り)を張るという構造は、在方小頭成立の一つの可能性としてありそうである。

ただし、これについては慎重に検討する必要がある。さきに紹介した藤井寺の門三郎の場合は、非人小頭とはなっていないし、『富田林市史』第5巻(319頁)に掲載されている「嬉村明細帳」(享和2年6月)の場合にも、

一非人番壱人 石川郡富田林村番人嘉七手下

とあるが、富田林村には在方小頭は存在しない。

しかし、ある地域の非人番が、下人・弟子を派遣することで、周辺地域に非人番を増やしていったということは、まず一つの要因として確認できよう。

この要因を、より大規模に考えるならば、四ヶ所長吏からの派遣ということが、当然考えられ、白井壽光は、このことを『大阪の部落史』第2巻の「解説」で展開している<sup>12)</sup>。

「村は非人番を置くにあたって、彼らが『実躰なる者』かどうか、安心して村の警備を任せられるかどうかの見極めに腐心する。そうなると既存の長吏組織に保証された人材を求めるよう

になるのは自然ともいえた。」

白井の説を裏づけるような、具体的に長吏組織から非人番が派遣された事例を見つけることは、今のところできないのだが、理論的には十分可能性がある。このことが、四ヶ所長吏への直支配と、在方小頭への又支配の違いとなって現れるのではないか。しかし、これについては、あとで再度触れることにする。

### 3 非人番の系譜—自然発生的な系譜

ところで、『高槻市史』第4巻(二)には、「番非人之事被仰出之事」という史料が収録されているが<sup>13)</sup>、そこには「先年ハ非人之内実躰成者を見立、番人ニいたし候事聞伝」という記述がある。これにはいろんな解釈が可能で、「非人組織の中から真面目な者を番人にした」という意ならば<sup>14)</sup>、すでに紹介した“下人の派遣”を表していることになるが、もう一つは、「(村に流入してきた)野非人の中から実体なる(真面目で、犯罪にからんでいない)者を、村の番人にした」という解釈も成り立つ。私は、こちらの方が可能性が高いと考えている。つまり、「歩き」「走り」「隠亡」と同様、村共同体の内部から自然発生的に生まれてきた可能性も捨てきれないのである。

小西愛之助は、『東大阪市史資料集』に収録された明細帳に、

一非人無御座候

一非人番壱人御座候

と、一見矛盾するかのような記載のあることに注目しているが<sup>15)</sup>、同様の例は、他地域でも見出すことができる。たとえば『寝屋川市史』第4巻(365頁)には、寛延2年(1749)の「高宮村明細帳」が掲載されているが、まったく同じ記載がある。

これについて小西は、「この場合の区別記載は、『非人番』は抱非人を指し、『非人』は野非

人を指している」と指摘し、『非人番』とは、『非人』（野非人）の取締をする『番人』の意味でもあるが、同時に『非人』（抱非人）身分の『番人』の意味をも兼ねている」としている。その上で、「では、なぜ、わざわざ『非人無御座候』と明記しているのかという不審が生じるが、野非人の中にも、いつとなく村落のはずれなどに、むしろがけの小屋などして住みつき、村人たちから若干のほどこしなどをうけながら生活しているものがいたのである。このような野非人は非人番も目こぼしをしていて、『見馴非人』として取扱っていたのである」<sup>66</sup>と説明を加えている。

ただ、それならば、「非人壺人御座候」「非人番壺人御座候」の表記があっても良さそうだが、そういった例は、今のところ見いだせない。「非人」は「野非人」で、「番非人」は「抱非人」という認識が、かなり広く村共同体にあったことはうなずけるが、それ以上に、他の地域から派遣された「非人番」と、自然発生的に番人となった「非人番」との微妙な違いが反映しているのではないか。つまり、村に古くから居住している非人番の場合は（もともとは「野非人」だったかもしれないが、今は村の「番人」であり、それ故「非人」という認識が薄く、その場合も含めて「非人はいないが、非人番は居る」という表現になったのではないか。

#### 4 非人番の生活水準について

ここで、やや蛇足的になるが、非人番の生活水準について触れておこう。小西愛之助が紹介した東大阪市域の明細帳には、非人番の「番給米」の記されている例もある<sup>67</sup>。同じ村の明細帳が複数紹介されている場合もあって、変化を追うことも多少できる。ここではそれを列挙してみよう。なお、米と麦が併記されている場合は比較がむづかしいので、当時の公定相場を考

慮し、麦は米の8掛けとしてカウントし、（ ）内にそれを示す。

##### 1) 若江郡新庄村

- ①享保20年（1735）3月「壺ケ年ニ米五斗・麦五斗、惣村中々」「但シ、番人給物者、毎日村朝昼取ニ相廻り申候」（米9斗）
- ②延享3年（1746）11月「壺ケ年ニ給米五斗、麦五斗、惣村中々」「其外、毎日村朝昼取ニ相廻り、家内四人暮シ申候」（米9斗）
- ③宝暦14年（1760）9月「米壺石・麦壺石、尤、朝昼給物ハ村へ取ニ参候」「但、人数八人、内男貳人・女六人」（米1石8斗）

新庄村の場合は、年に米1石8斗が支給され、これに毎日の給物（銭および食べ物を指すものだろう）があつて、これは村内をまわってもらつたということになる。おそらく冠婚葬祭などがあつた場合には、その金額あるいは量も増えたことであろう。延享3年から宝暦14年にかけて年間の給米が倍増しているが、家族の人数が2倍になったことへの対応だろう。一人当たりに換算すると、3斗3升7合5勺となる。

##### 2) 渋川郡荒川村

- ①年月未詳「壺ケ年ニ三石三斗六升八合」
- ②天明7年（1787）「非人番」「壺ケ年ニ米九斗・麦壺石七斗」（米2石2斗6升）
- ③寛政7年（1795）3月「非人番壺人」「壺ケ年ニ米九斗・麦壺石七斗」
- ④天保14年（1843）9月「非人番壺人」「壺ケ年ニ米九斗・麦壺石七斗」
- ⑤明治2年（1869）3月「非人番壺人」「米九斗・麦壺石七斗」

①の年月不詳明細帳が最も多く、他の約1.5倍になっているのが気になるし、②は非人番とあるのみで人数の明記がない。①については物価の変動、家族の増加など、さまざまな要因が考えられる。②の人数については、支給額が③④⑤と同じなので1人であろう。②③④⑤の支

給量は、新庄村と比べ6.7倍となり、かなり多い。もともと、毎日の給物はカウントされていないので、その差は多少縮まるだろう。

### 3) 若江郡小若井村

- ①天明7年(1787)「非人番」「壹ケ年ニ銀九拾匁、外ニ毎日昼飯取ニ廻リ申候」
- ②年月未詳「非人番」「壹ケ年ニ銀九拾匁、外ニ毎日昼飯取ニ廻リ申候」

天明7年段階の米相場は、1石銀230匁だから、銀90匁は4斗4升到相当する(以下、それぞれの時代の米相場を基に換算する)。非人番の人数が明記されていないので、即決できないが、荒川村の4分の1程度だから1人だろう。それにしても、荒川村よりは少ない。

単年度であるが、支給額のわかる村をつぎに取りあげてみよう。

### 4) 渋川郡荒川村之内三之瀬

- ①宝暦4年(1754)6月「非人番給 但し、高持百姓壹軒ニ米貳升・麦貳升 無高百姓壹軒ニ付、米五合・麦五合」

同年の三之瀬は、高持百姓が16軒、無高が10軒なので、それで計算すると、米3斗7升・麦3斗7升(米6斗6升6合)となり、小若江村よりは多い。

### 5) 渋川郡太平寺村

- ①明治2年(1869)2月「非人番」「高持百姓壹軒ニ米貳升ツ、・麦貳升ツ、 無高百姓壹軒ニ付米五合ツ、・麦五合ツ、」

これは、三之瀬と同じ内容だが、高持7軒・無高23軒で計算すると、米2斗5升5合・麦2斗5升5合となり、2斗余り少なくなる(米4斗5升9合)。このように、軒数を基礎にすると、村の規模によって差が生じるし、現金による支払いの場合は、物価によって大きな変動を受ける。

以下、大阪府内の自治体史から、少し同様の事例を探ってみよう。

### 6) 摂州豊島郡上止々呂美村(『箕面市史』史料篇4より)

- ①天明6年(1786)3月「非人番給 米八斗五升」(50頁)
- ②寛政6年(1794)3月「七拾四匁 非人番給」(1石2斗)(242頁)
- ③嘉永3年(1850)3月「百四拾五匁壹分 非人番給米」(1石1斗)(99頁)

### 7) 河州志紀郡太田村(『八尾市史』史料編、286頁)

- ①享保11年(1726)4月「非人番給米一石二斗 麦一石二斗渡し申候」(米2石1斗6升)

### 8) 河州渋川郡亀井村(『八尾市史』史料編、303頁)

- 寛保3年(1743)5月「米三斗麦三斗五升 尤朝夕給物遣し申候」(米5斗8升)

### 9) 摂州島下郡橋之内村(『新修 茨木市史』第5巻、214頁)

- ①寛延4年(1751)7月「非人番給米 此米五斗」

### 10) 河州讃良郡堀溝村(『寝屋川市史』第4巻、564~566頁)

- ①慶応4年(1868)3月「四拾壹匁五分」「非人行倒取片付入用」「百五拾三匁三分八厘」「農番賃米代」(1石7斗3升7合)

### 11) 河州丹南郡郡戸村(『羽曳野市史』第5巻、204頁)

- ①享和2年(1802)6月「非人番壹人」「給米麦・米五斗ツ、」(9斗)

### 12) 河州丹北郡南島泉村(『羽曳野市史』第5巻、227頁)

- ①明和9年(1772)3月「非人番 米六斗 麦六斗 米藁・綿木家別に取集申候」(1石8升)

ちなみにこの南島泉村の場合は、「小走り給」「おんぼう給」も記されている。同様の方法で出してみると、「小走り給」が4石、「おんぼう」

が1石となり、「非人番給」は、「おんぼう給」より多いが、「小走り給」よりはかなり少ない。

次に、非人番一人当たりの年間収入を米に換算し、これを比較してみよう。

- ・河州渋川郡荒川村 2石2斗6升（天明7・寛政7・天保14・明治2）
- ・河州志紀郡太田村 2石1斗6升（享保11）
- ・河州丹北郡南島泉村 1石8斗+*a*（明和9）
- ・河州讚良郡掘溝村 1石7斗3升7合（慶応4）
- ・河州丹南郡郡戸村 9斗（享和2）
- ・摂州豊島郡上止々呂美村 8斗5升（天明6年の数値。寛政6年は1石2斗）
- ・河州渋川郡荒川村之内三之瀬 6斗6升6合（宝暦4）
- ・河州渋川郡亀井村 5斗8升（寛保3）
- ・摂州島下橋之内村 5斗（寛延4）
- ・河州渋川郡太平寺村 4斗5升9合（明治2）
- ・若江郡小若井村 4斗4升+*a*（天明7）
- ・河州若江郡新庄村 3斗3升7合5勺+*a*（天明7・寛政7・天保14・明治2）

たったこれだけの事例でも、最も収入の多い非人番と少ない非人番の比率は、7：1となる。こうした収入の差は、おそらく村の財政状況を反映しており、収入の少ない村はもちろん、収入の多い村でも、長吏や小頭への上納金が入ってくると、かなりの負担を強いられることになり、生活は決して楽とはいえなかつただろう。比較的収入の多い堀溝村では、文化8年（1811）8月、「当村非人番儀近年不仕合」として、浄瑠璃興行の開催を高槻役所へ願ひ出ている（『寝屋川市史』第4巻、657頁）。非人番の生活扶助

に四苦八苦している村方のようにすがうかがえる。もちろん、そうした中で、さまざまな職務にかり出される非人番にとっては、何をかいわんやである。

ちなみに『寝屋川市史』第4巻（425頁）には、の給分について、嘉永4年（1851）の史料が掲載されている。

一正月もの 并ニ小正月もの 麦給米  
一盆もの 神事もの 并ニ非人布施  
一番給米 節季女郎 大黒舞  
并ニ日々飯代布施  
×  
且亦、乍恐四箇所長吏方在方小頭并ニ組入  
用等之義、壹ヶ年ニ付諸懸り左之通ニ御座  
候  
一三月ニ錢貳貫文  
一七月ニ同貳貫文  
一九月ニ同貳貫文  
一極月ニ同貳貫文  
×  
其外七月麦勘定と唱  
一 四貫文余り  
同十二月ニ米勘定と唱  
一 八貫文余り  
右都合手合ニは凡貳百目計り相懸り候義ニ  
御座候ニ付云々

前半は、給米+*a*の収入を挙げたものだが、具体的な額は記載されていない。後半が、四ヶ所長吏や在方小頭への納入等、出費の金額を挙げている。これについては数値が示されており、およそ銀で200匁になるという。

この史料は幕末のものであるが、四ヶ所長吏や在方小頭への負担が、かなり非人番の生活を締めつけていたことが読みとれる。しかも、こうした出費も、結局は村が負担することになる

わけで、必然的に四ヶ所長吏と在方小頭への二重の支払いを負担するより、一方の負担に限定した方がよい。こうした関係が、在方小頭よりも長吏への直支配を、村々が求める大きな背景となる。

## 2 在方小頭について

### 1 在方小頭の位置

先に紹介した『高槻市史』第4巻(二)の「番非人之事被仰出之覚」は、寛延2年(1749)2月の史料で、村々の非人番からの訴えを受けて、代官から「被仰出」れたものと推定されるが、つぎのような記事がある(242頁)。

一是迄被下候物半分にてハ京・大坂入用、  
小頭左吉入用ニもとゞき不申候、めいわく仕候  
一往古ハ非人之内ニ而番非人ニ御定、其節者高槻番茂無、尤大坂・京之御用も無之候  
村々之番人ハ小頭左吉次第ニ而御座候  
此節ハ大坂しかの支配之様ニ罷成候  
右願ニ付半減を七歩ニ御願申上候而三步引ニして渡ス

高槻の場合は、京都・悲田院の支配を受けている地域と、大坂の四ヶ所の支配を受けている地域があるのだが、その負担がかなり大きいことを示している。そして、少なくとも寛延2年より以前(往古)は、高槻藩の番役もなく、大坂・京の御用もなかったという。もっとも、村々の番人については、小頭左吉次第だということであるから、こちらとの関係の方が深いということだろう。つまり、小頭の支配(在方支配)からスタートした支配関係に、四ヶ所長吏による

支配がかぶさり、それが負担となっている。そして、それが寛延2年(1749)には成立していることになる。

問題は、その御用が具体的にどのようなものだったかである。「高槻番役」はともかく、「大坂・京の御用」については具体的に記されていない。これについて高久智広は、「非人番はある時期より四ヶ所長吏の下に編成され、大坂町奉行から命ぜられる盗賊や悪党の捜査・捕物などの御用に携わるようになる。しかも御用の増大に従って、本来の役割である、彼らを抱える村々の取締りは等閑にされるようになっていった」<sup>98</sup>と整理している。そして高久は、その大きな画期として、大坂町奉行の盗賊吟味役が正式に本役となった天明7年(1787)に注目している。その当否は今では置くとして、在方非人番の金銭的な負担が、このときから大幅に増えることも事実である。

ともかく、大坂町奉行による広域の捜査が重要視される過程で、四ヶ所長吏の組織に大きな役割が与えられ、その機能をより末端にまで及ぼすために、長吏→在方小頭→在方非人番という組織が利用されたということであろう。

とくに、情報探索に関しては、在方非人番の収集した情報が、在方小頭に集められ、在方小頭から長吏に報告書が挙げられるという関係が、近世中期に形成され、天保年間(1830～1844)に全面展開される。

### 2 在方小頭の居住地域

ここで少し在方小頭の存在に注目してみよう。これについて、『茨木市史』第五巻に興味深い史料が収録されている<sup>99</sup>。文政9年(1826)6月の史料で、非人役の入用について(おそらく在方小頭の)佐吉から周辺四カ村の村役人に挙げられた願い出である。

一撰河両国与唱候入用之儀者大坂御役所様  
 方 長吏并ニ組頭・小頭へ遠国行御用被  
 為仰附候、其節大坂重役方撰河五拾三人  
 之小頭壹兩人召連、重役并二人足諸まか  
 ない為致候（中略）其外方角地廻りと奉  
 申上候者、河州點墅・守口・梨作・梶  
 原・高槻・田中・水尾・吹田都合八人之  
 小頭、是ヲ上海道八組与唱へ御座候

すなわち大坂町奉行より命ぜられた「遠国行御用」については、撰河両国53人の小頭の中から1、2名を召し連れてことに当たる。また、「方角地廻り」（地元の情報探索のことであろうか）については、点野・守口・梨作・梶原・高槻・田中・水尾・吹田の8人を「上海道八組」と呼んでいる。つまり、撰河両国には53人の小頭がおり、それがいくつかの組を形成していることが示されている。では、小頭が居住している村々を、『悲田院長吏文書』『続 悲田院長吏文書』から特定してみよう。

ここでは地域名と『悲田院長吏文書』の根拠となった史料の年号と頁数、そこに登場する小頭名を示した。ただし、小頭の名前は世襲ではなく、時期によって異なるので、注意を要する。なお、「続」とあるのは『続 悲田院長吏文書』をさし、その他の史料から特定した場合は、その出典を記している。

- ・撰州有馬郡加茂（天保11年（1840）3月）633頁【音吉】
- ・撰州八部郡兵庫（天保11年（1840）3月）633頁【伊八】
- ・撰州八部郡長田（亥12月）635頁【友七】
- ・撰州八部郡東須磨（巳3月）531頁【善助】
- ・撰州八部郡小部（申11月）542頁【伊之藏】
- ・撰州兔原郡大石（天保11年（1840）3月）633頁【文四郎】
- ・撰州兔原郡魚崎（酉8月）650頁【平五郎】
- ・撰州川辺郡伊丹（天保11年（1840）3月）633頁【久吉】
- ・撰州豊島郡池田（天保11年（1840）3月）633頁【熊藏】
- ・撰州豊島郡神田（申7月）540頁【和七】
- ・撰州豊島郡尊鉢（天保8年（1837）2月）続10頁【森助】
- ・撰州豊島郡岡山（天保15年（1844）9月）続52頁【半兵衛】
- ・撰州豊島郡瀬川（午6月）続136頁【半兵衛】
- ・撰州島上郡梶原（年未詳9月）433頁【喜右衛門】
- ・撰州島上郡高槻（年未詳）433頁【佐吉】
- ・撰州島上郡富田（天保8年（1837）2月）続10頁【久七】
- ・撰州島下郡水尾（年未詳）434頁【中助】
- ・撰州島下郡吹田（年未詳）434頁【喜八】
- ・撰州島下郡田中（『高槻市史』第4巻（二）245頁【喜兵衛】
- ・撰州住吉郡安立（天明2年（1782）11月）640頁【山三郎】
- ・撰州住吉郡平野（天保4年（1833）12月）375頁【鶴藏】
- ・河州茨田郡守口（天保5年（1834）5月）378頁【又吉】
- ・河州茨田郡点野（天保15年（1844）5月）396頁【茂三郎】
- ・撰州武庫郡西宮（天保11年（1840）3月）632頁【為三郎・亀之助】
- ・撰州武庫郡今津（天保11年（1840）3月）632頁【半四郎】
- ・撰州武庫郡鳴尾（酉8月）650頁【栄五郎】
- ・撰州有馬郡山口（天保11年（1840）3月）632頁【乙吉】
- ・撰州有馬郡三田（天保11年（1840）632頁・645頁【小左衛門】



- ・河州茨田郡枚方（未3月）（『寝屋川市』第4巻）335頁【又助】
- ・河州讚良郡北条（天保15年（1844）8月）380頁【源八】
- ・河州讚良郡中垣内（弘化4年（1847）12月）206頁【徳次郎】
- ・河州交野郡茄子作（年未詳）434頁【仙助】
- ・河州若江郡八尾寺内（天保12年（1841）正月）634頁【萬八】
- ・河州若江郡若江（天保4年（1833）12月）363頁【佐七】
- ・河州若江郡八尾（天保4年（1833）12月）続37頁【松蔵】
- ・河州河内郡松原（弘化4年（1847）12月）206頁【浅五郎】
- ・河州河内郡日下（弘化4年（1847）12月）206頁【嘉十郎】
- ・河州八上郡金田（天保12年（1841）正月）634頁【庄三郎】
- ・河州丹北郡瓜破（天保12年（1841）正月）634頁【佐七】
- ・河州丹北郡六反（天保15年（1844）8月）392頁【弥七】
- ・河州丹北郡矢田部（天保8年（1837）2月）続10頁【清七】
- ・河州丹南郡丹南（天保12年（1841）正月）634頁【利兵衛】
- ・河州丹南郡嶋泉（天保4年（1833）6月）642頁【吉平】
- ・河州古市郡誉田（天保4年（1833）12月）369頁【惣助】
- ・河州志紀郡太田（天保4年（1833）12月）370頁【新五郎】
- ・河州渋川郡久宝寺（天保4年（1833）12月）371頁【左兵衛】
- ・河州錦部郡三ヶ市（天保4年（1833）12月）372頁【九市】

- ・河州石川郡喜志（天保4年（1833）12月）374頁【庄兵衛】
- ・河州石川郡白木（弘化4年（1847）7月）196頁【幸兵衛】
- ・河州石川郡大ヶ塚（弘化4年（1847）12月）200頁【吉二郎】

これで50人の在方小頭がつかめたが、あと3人は不明である。

これら小頭の下に「組下」として各村々の非人番が組み込まれる。天保15年（1844）9月、水尾忠助が提出した風聞口上書（396～399頁）には、上海道撰州分として、

梶原村小頭喜右衛門居村・組下	9カ村
高槻小頭佐吉居村・組下	52カ村
水尾村小頭忠助居村・組下	16カ村
吹田村小頭喜八居村・組下	32カ村
茄子作村小頭仙助組下（撰州分）	8カ村
守口町小頭亦吉組下（撰州分）	10カ村

の127カ村が挙げられ、その代表者として水尾村の小頭忠助が挙げられている。

組下から集められた情報は、小頭を通じて長吏に報告される。ただし、直支配の場合は直接長吏に報告されたりから、手続上、実際はかなり複雑になったことだろう。このことが、大坂町奉行および長吏が「又支配」を求める背景となる。

ところで、小頭を特定するに用いた史料は、年未詳のものを除けば天保年間に集中しており、そのほとんどが、作柄探索の報告書に記されているものである。このことも、非人番組織をより複雑なものにしてゆくことになる。

### 3 作柄探索のために広域調査

作柄探索では、かなり広域の地域を調査して

おり、そのせいか、小頭集団が組を形成して、それに基づいて調査がまとめられている。その一つが「上海道八組」ということになる。所属する小頭がすべて特定できるのは、上海道八組だけだが、あるていどの範囲はわかるので、それを紹介しておこう。( )内に記した小頭名は、各組の代表格に当たる有力小頭の名前である。

- ・北七組（池田村小頭熊蔵）続44頁  
撰州川辺郡・武庫郡・有馬郡・八部郡・豊島郡・免原郡の内
- ・南七組（不明）420頁  
撰州川辺郡・武庫郡・八部郡・免原郡・豊島郡の内および尼崎領分
- ・上海道河内分（点野村小頭茂三郎・守口亦吉）394頁  
河州茨田郡・交野郡の内
- ・上海道撰津分（水尾村小頭忠助）396頁  
島上郡・島下郡・豊島郡・能勢郡・東成郡の内
- ・西組（瓜破村左七）続40頁  
大和川筋の北は、河州川辺邊りより撰州住吉安立町・新田辺まで  
大和川の南は、河州藤井寺村あたりから泉州・浅香山まで
- ・吉田荒本組（長田村小頭友七）405頁  
東は暗がり峠・松原辺より北は中垣内村、西は今福村・蒲生村辺、南は高井田村まで
- ・中通組（六反村小頭弥七）390頁  
河州丹北郡の内 + a
- ・石川組（島泉村小頭吉平・喜志村庄兵衛）388頁  
河州市郡・石川郡・錦部郡の内

これら以外に大田村（河州志紀郡）新五郎組下の村々があり、渋川郡植松村・同郡安中新田村・丹北郡太田村・同郡東代村・志紀郡大田

村・丹南郡野中村・同郡岡村・古市郡西之浦村・松原郷新堂村の九カ村が組み入れられ、単独で悲田院長吏の善次郎に風聞書を提出している（天保15年9月、392～393頁）。

こうした範囲の設定が、小頭間の力関係によるものなのか、単なる地理的な境界に基づくものなのか、あるいはより高度な政治的配慮に基づくものなのか、ここで結論を出すことはできないが、いずれにせよ、これらの組に所属している在方非人番から集められた情報が、地元の小頭に集められ、作柄探索のような広域の情報については、さらに有力小頭へ組単位で集められ、長吏に報告されたと考えられる。つまり、在方非人番→在方小頭→在方有力小頭→長吏という、情報探索のルートもあったことになる。

こうした支配構造は、時代とともに複雑になり、さまざまな軋轢を起こすことになる。その一つの表れが、非人番の長吏への直支配か、在方小頭への在方支配（「又支配」）かの選択ということになる。

### 3 在方支配(又支配)か直支配か

次は、『茨木市史』第5巻に掲載された史料（895頁）で、文政13年（1830）正月、撰州島下郡9カ村と豊島郡3カ村の庄屋が、おそらく一橋領奉行所へ提出したものだらう。

一私共村々番人之儀、前々者水尾村小頭組下ニ御座候処、村々百性共右小頭組下不気依ニ付、大坂直支配ニ御願申、是迄鳶田久右衛門支配ニ相成御座候処、去年已来以前之通り水尾小頭組下ニ腹遣シ候様、度々御利解之段奉承知、村々小前百性共江度々申聞候所、御利解段者奉恐入候得共、近年凶作勝困窮之百性直支配之

方々勝手宜敷御座候段、何卒矢張大坂直支配被為 成下候様奉願上呉度一同申出候、猶又直支配御願申上呉候ハ、天満作兵衛支配ニ御願申上呉度一同申立候(以下、略)

12カ村の非人番は、元々水尾村小頭の組下だったのだが、村々の百姓がこれに不承知で、直支配を願い出、鳶田長吏の支配となっていた。ところが、文政12年以來、元の通り水尾村小頭の支配に復したいとの願いが(非人番から)出され、村々の小前百姓へ申し聞かせたが、困窮の百姓は、やはり直支配の方が勝手が良いと主張し、天満長吏の支配を願っているというのである。

この史料では、非人番は小頭支配を求めているのに対して、小前百姓の方が直支配を求めている。文意から判断して、小頭による「又支配」は、小頭・長吏への二重の負担を強いられるのに対し、直支配の場合は、小頭への負担がない分、小前百姓の負担が軽減されるということのようである。

この時には、長吏への直支配が認められたようだが、弘化2年(1845)3月の史料によれば、「此度御取締ニ付、先年ニ立戻り四ヶ所又支配在小頭被 仰付候趣、右村々可相達旨私共江被為 仰付奉畏申達候趣、一同承知奉候趣ニ御座候間、乍恐此段奉申上候」(『茨木市史』第5巻、896頁)と、12カ村も「又支配」を受け入れている。

このように在方非人番と在方小頭は「又支配」を求め、小前百姓が「直支配」を求めているのは、興味深い。では、長吏自身はどうだったのだろうか。これについて、四ヶ所長吏から送られてきた書状が残されている<sup>29)</sup>。それによれば、「撰河播弼長吏手下番人共之内中古在小頭又支配之手を離し、直支配ニ相成居候番人共之儀、

今般前々之通り最寄在小頭又支配ニ古復之儀被仰出候ニ付」とあって、「又支配」を積極的に受け入れる姿勢を示している。さらに史料は、その旨を「小頭」「非人番」にも伝えるべく、「在小頭共ハ勿論平番人ニ至迄名前帳面取拵、逸々相認急々可差出」とあり、在方小頭・非人番ともども支配すべき姿勢が示されている。情報探索を円滑に推し進めるには、確かに「直支配」よりも「又支配」の方が有効なのであろう。

この弘化2年は、非人番支配の画期だったようで、同じ趣旨の史料が『寝屋川市史』第4巻に収録されている<sup>30)</sup>。同じ弘化3年4月、閑院宮御家領・土井大炊頭領分入組に属する撰河203カ村の請書である。

其方共村方非人番共之義は、往古より当表四ヶ所長吏下之者ニ付、其筋より直支配可致処、多分手遠ニて取締向行届兼候訳を以、前々より村々方角最寄在小頭共ニ、又支配為致来候義候趣、去ル天保式卯年以來書面村々願立聞届遣、又は下方之相對等を以又支配之手を離れ、長吏直支配ニ相成有之候趣、今般取締向ニ抱り候儀も有之候間、向後長吏直支配之義は差止、為致古復前々之通、最寄在小頭共へ又支配為致候様、四ヶ所長吏共へ申渡置候条、此旨一同可令承知候

茨木市域と多少ニュアンスは異なるが、最終決定は同じである。この史料で請書を記した地域は、①往古より四ヶ所長吏の直支配であったが、②遠方で不取り締めりであったため、在方小頭による「又支配」となった。しかし、③天保2年(1831)に村々よりの願いにより直支配となる村もあったが、④今般(弘化2年)長吏への直支配を禁止し、最寄り、在方小頭への「又支配」を申し渡すことになった、というわけで

ある。①が茨木の例と異なっているが、地方の村々が直支配を求めている点 (③)、そして最終の結論 (④) は共通している。

つまり、弘化2年(1845)の段階で、非人番の支配は、在方小頭を介した「又支配」が貫徹することになり、四ヶ所長吏→在方小頭→在方非人という支配関係が成立することになるのである。

## おわりに

非人番の性格は、当初、村々の治安対策が任務であったが、徐々に広域の治安に当たるようになり、その大きな職務の一つが情報探索となっていく。その結果として、四ヶ所長吏組織に、次第に組み込まれることになる。その中核を担ったのが在方小頭であり、ある時は在方非人番から情報を集めて長吏に報告し、ある時は大坂町奉行による広域の情報探索に長吏とともに召し出されるなど、極めて重要な位置づけを与えられている。おそらく、今後の「非人」組織の研究において「在方小頭」の研究が最も重要となるだろうことを示唆して、本論の締めくくりとしたい。

### 注

(1)白井寿光は、すでに1980年の『兵庫の部落史——近世部落の成立と展開』(のじぎく文庫)の中で、「非人番とこれまで述べてきた非人とは基本的に別のものである」(397頁)と位置づけている。白井は、『大阪の部落史』第2巻の「解説」でも、岸和田藩の例として「古来より百姓のうちより非人番を勤めており、安永六(一七七六)年にも当藩非人番は長吏下番非人とは訳も違々と明確に申渡しを行なっている」(35~36頁)と述べている。

なお白井には、のびしょうじ名での「村方非人番

の成立」(『地域史研究』16巻3号、1987年3月)と題する優れた論文があり、後掲の『羽曳野市史』第5巻収録の貞享5年(1688)7月の史料についても言及している。いずれにせよ、白井の研究から学ぶべきことは多い。

- (2)『悲田院長吏文書』は2008年5月刊行。『続 悲田院長吏文書』は2010年5月刊行。共に長吏文書研究会編、部落解放・人権研究所刊。以下、出典を明記せず頁数のみを記している場合は、この文書による(「続」の場合は、「続〇〇頁」と記している)。
- (3)大阪の部落史委員会編『大阪の部落史』第1巻(部落解放・人権研究所刊、2005年)513頁。
- (4)同書、259頁。
- (5)東大阪市史編纂委員会編。東大阪市から1976~1979年にかけて発行された。
- (6)小西愛之助『近世部落史研究』(関西大学出版部、1982年)539~549頁。初出は『関西大学部落問題研究室紀要』第7号(1980年)。
- (7)『東大阪市史資料集』第6集(一)、1976年、51~55頁。
- (8)大石慎三郎『元禄時代』岩波新書、1970年、18頁。
- (9)小西前掲書、518~519頁。
- (10)同上、519~520頁。
- (11)同上、523頁。
- (12)『大阪の部落史』第2巻、2006年、36頁。
- (13)『高槻市史』第4巻(二)、1979年、241~242頁。
- (14)白井は『大阪の部落史』第2巻の解説で、小西は前掲書で、共にこちらの解釈をしている。
- (15)小西前掲書、547~548頁。
- (16)同上、547頁。
- (17)同上、540~543頁。
- (18)高久智広「長吏の組織」と大坂町奉行(宇佐美英機・藪田貫編『都市の身分願望』吉川弘文館、2010年)154~155頁。
- (19)『茨木市史』第5巻、2009年、893~895頁。なお『茨木市史』第5巻の892~920頁には、「非人番」に関する興味深い史料が収録されている。
- (20)同上、897~898頁。この史料は年不詳だが、「巳年四月」とあるので、弘化2年(巳年)の関連史料と考えられる。
- (21)『寝屋川市史』第4巻、2000年、726~727頁。